

平成20年度 環境技術実証事業  
ヒートアイランド対策技術分野（建築物外皮による空調負荷低減等技術）  
ワーキンググループ会合（第1回）議事概要（案）

1. 日時：平成20年7月2日（木） 10:00～11:00
2. 場所：鉄鋼会館8階803号室
3. 議題
  - (1) WGの設置について
  - (2) 実証試験要領の見直しについて
  - (3) 実証機関の公募について
  - (4) その他
4. 出席検討員：佐土原聡（座長）、足永靖信、近藤靖史、武田 仁  
欠席検討員：森川泰成、笠松正広
5. 配付資料
  - ・資料1 平成20年度 環境技術実証事業検討会 ヒートアイランド対策技術（建築物外皮による空調負荷低減等技術）ワーキンググループ設置要綱（案）
  - ・資料2 実証試験要領の主な変更点
  - ・資料3 ヒートアイランド対策技術（建築物外皮による空調負荷低減等技術）実証試験要領（案）
  - ・資料4 実証機関選定の考え方について
  - ・資料5 実証機関の募集における申請書類について（案）
  - ・資料6 実績実証機関継続申請書類について（案）
  - ・資料7 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（クールシティ中枢街区パイロット事業）の補助交付対象技術について
  - ・資料8 今後のスケジュールについて
  
  - ・参考資料1 平成20年度 環境技術実証事業 実施要領（環境省）
  - ・参考資料2 低炭素社会モデル額形成促進事業（クールシティ中枢街区パイロット事業）
6. 議事
  - ・会議は公開で行われた。
  - (1) WGの設置について
    - ・事務局より資料1に基づき、ワーキンググループ設置要綱（案）について説明を行い、同内容について了承された。
  
  - (2) 実証試験要領の見直しについて
    - ・事務局より資料2、資料3に基づき、平成20年度ヒートアイランド対策技術（建築物外

皮による空調負荷低減等技術) 実証試験要領(案)について第2版(平成19年度実施分)からの変更点等の説明。

**【佐土原座長】**

今年度より大気への放熱を緩和させる付加効果が期待できる高反射率塗料も実証対象とすることで実証試験要領の表題の「空調負荷低減」に「等」をつけるのとこと事務局からの説明で了解だが、それに伴いWG名等も合わせるということによいか。

**【事務局(環境省共)】**

WG名等も「等」をつけることで願う。

<出席者全員了解>

**【足永検討員】**

実証試験要領(案)(資料3)の本編6ページ末からの記載で「個々の申請技術の審査結果は原則公開しないこととする。」となっているが、審査結果を公開しないということによいのか。

**【事務局(島崎)】**

「個々の申請技術の審査結果」とは個々の具体的審査内容についてのことであり、審査結果となる技術の選定結果は公表となる。ご指摘に伴い誤解が生じない表記(「個々の申請技術の詳細な審査内容については原則公開しないこととする。」)に環境省了承のもと修正する。

**【足永検討員】**

実証試験要領(案)(資料3)の本編20ページに地域のオプション設定例として札幌市が記載されているが同市も扱うことによいか。

**【武田検討員】**

標準気象データを元にLESCOMとしては計算可能。

**<各検討員及び事務局>**

(オプション扱いであれば、よいのではないかとした。)

**【武田検討員】**

高反射率塗料の場合、壁面への塗装も想定されるが、その取り扱いをどうするか。

**<各検討員及び事務局>**

高反射率塗料の多くは屋根となり、壁面に関しては反射による外部への別の悪影響があるなどの議論がなされ、とりあえずは事務局として屋根を中心として検討を進めることとした。

- ・事務局から追加確認事項

**【事務局（島崎）】**

実証試験要領においてフィルムの実証試験方法の一部に引用されている JIS A 5759（建築窓ガラス用フィルム）が今年 6 月 20 日に改正され、同改正版（関連する主な改正事項は光学的性能測定の変長域及び耐候性時間）を引用した場合昨年度の実証試験した結果と異なるなどの影響を及ぼす可能性があるため、具体的な取り扱いについては実証機関で設置される技術実証委員会に委ねることです承願したい。また、併せて高反射率塗料に関する具体的実証試験方法についても同様に技術実証委員会に委ねることです承願したい。了承頂ければその旨適宜実証試験要領に追記する。

<座長、検討員及び環境省出席者全員了承>

(3) 実証機関の公募について

- ・事務局（島崎）より資料 4～6 に基づき、今年度における実証機関の公募・選定の考え方について説明。

**【環境省環境管理技術室 野本係長】**

事務局からの補足説明として、実績のある実証機関の場合、審査が円滑に行えるよう申請書類において新規申請時の申請書類と変更がない事項について省略できるなど簡略化した様式となっている。当該技術分野における実績のある実証機関とは大阪府と建材試験センターである。なお、建材試験センターは実証運営機関であるが、参考資料 1 の実施要領第 2 部第 1 章実施体制の中に記載されているとおり、所定の条件を満たせば実証機関としても兼ねることができることとなっている。

<座長、検討員及び環境省出席者全員了承>

(4) その他

**【環境省環境管理技術室 野本係長】**

昨年の拡大WGなどで意見を頂いた実証のメリット拡大について、環境省内のヒートアイランド対策の補助金と連携した。

**【環境省大気生活環境室 神鳥係長】**

（関連の参考資料 2 の低炭素社会モデル額形成促進事業（クールシティ中枢街区パイロット事業）の紹介と共に資料 7 の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（クールシティ中枢街区パイロット事業）の補助交付対象技術の内容について説明。）

**【近藤検討員】**

低炭素社会モデル額形成促進事業と現在行われている学校エコ改修との違いはなにか。

**【環境省大気生活環境室 神鳥係長】**

学校エコ改修は文部科学省が主体で進められており、現在のところ低炭素社会モデル額形成促進事業とは直接リンクはしていない。

**【佐土原座長】**

低炭素社会モデル額形成促進事業の補助額は1／2か。

**【環境省大気生活環境室 神鳥係長】**

申請が認められれば、具体的補助額は同事業の交付要綱によるものとなるが概ね1／2と考えてよい。

・今後のスケジュールについて事務局（島崎）より資料8に基づき、説明。

**【環境省環境管理技術室 野本係長】**

実証機関の応募が実績のある実証機関だけであった場合は第2回WG会合（実証機関選定審議）を開催せず、事務局（環境省担当部署含む）で審査・選定しその結果を当会合座長、検討員へ報告（事後報告）するとのことでした承願う。

<座長、検討員及び環境省出席者全員了承>

**【事務局（島崎）】**

本日の会合資料と簡単な議事要旨については、事務局の責任ですみやかに環境省のホームページに掲載させていただく。

<座長、検討員及び環境省出席者全員了承>

<了>